

令和2年 第5回松田町議会臨時会 会議録

令和2年10月5日 午前10時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 舘 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 7人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	_____
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参 事 兼 総 務 課 長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	_____	町 民 課 長	_____
福 祉 課 長	_____	子 育 て 健 康 課 長	_____
観 光 経 済 課 長	_____	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	_____	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 町長の行政報告

日程第 4 議案第 48 号 工事請負契約の締結について（令和 2 年度～令和 3 年度松田小学校
校舎建設工事）

追加日程第 1 議案第 48 号 工事請負契約の締結について（令和 2 年度～令和 3 年度松田小学校
校舎建設工事）（松田小学校校舎建設工事審査特別委員会報告）

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。朝晩涼しくなり、秋の気配を感じるようになってまいりましたが、新型コロナウイルスは依然として終息が見えない状況が続いています。

さて、去る10月2日、松田町告示第72号により、令和2年第5回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この臨時会では、新型コロナウイルス感染予防のため、傍聴席は10席としており、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などをお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるようにマイクなどを活用して発言してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは、今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましても、要点を明確にして質問をして時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして、換気を行ってください。また、職員が感染した場合の行政の停滞などの影響を考慮して、町長から委任された課長職の出席は説明、答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。なお、クールビズ期間中です。適宜、上着の着脱をして結構です。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(10時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。11番 寺嶋正君、12番 大館秀孝君の両名をお願いします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

この臨時会を開催するに当たりまして、本日10月5日午前9時より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。令和2年第5回松田町議会臨時会の招集に当たり、10月5日午前9時より役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので、御報告申し上げます。

会期は本日10月5日から7日の3日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第4「議案第48号工事請負契約の締結について（令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設工事）」を行います。審議いただく議案は1件です。議案第48号工事請負契約の締結について（令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設工事）ですが、第3回定例会において可決された令和2年度松田町一般会計補正予算（第10号）の継続費に基づく工事請負契約であります。今回は、特別な事例であり、仮契約の相手方である共同企業体の代表企業前田建設工業株式会社の廃棄物処理に関するマスコミ報道がなされたところでもあります。町からの説明を受けているところですが、今回の不祥事報道を受けてもなお、前田建設工業を代表とする共同企業体と仮契約締結をした理由、契約の相手方としての信用性、町民にとっての安心感、同様に、工事発注者として、松田小学校建設事業において、こうした行為を防ぐ、起こさせない管理委託の方法、町の体制及び我々との協議の結果をどう反映したのか、反映しなかったのかなど、各議員がそれぞれ納得いく、町民の理解が得られる回答を確認する必要があることから、提案説明、詳細説明、質疑を行った後、松田小学校校舎建設工事審査特別委員会を設置し付託しますので、詳細質問は特別委員会をお願いをいたします。また、議長におかれましては、オブザーバーとして特別委員会に出席していただきます。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。以上です。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和2年第5回松田町議会臨時会の会期は本日10月5日から7日の3日間と決定いたしました。

議長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町長 皆さん、おはようございます。10月に入りまして、さわやかな秋の風を感じる今日この頃でございますが、議員各位におかれましては、ますますの御健勝のことと心からお喜び申し上げます。

さて、去る10月2日に令和2年第5回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にともに大変御多用の中、全員の御出席を賜り、ここに本臨時会が開催されますことを、まずもって御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、新型コロナウイルス感染症総合対策の取り組みなどについては、改めて12月の定例会において御報告させていただきますので、御了承願います。

それでは、本日の臨時会に付議いたしましたものは、議案第48号工事請負契約の締結について（令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設における工事請負契約の締結について）は、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会に提案するものでございます。

この案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。本日も何とぞよろしくお願いいたします。

議長 町長の行政報告を終わります。

日程第4「議案第48号工事請負契約の締結について（令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設工事）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第48号工事請負契約の締結について（令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設工事）。令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設工事の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設工事。

2、契約の方法。随意契約。

3、請負代金額。一金22億9,086万円也。

4、契約の相手方。神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番15号横浜S Tビル7階、松田町立松田小学校校舎建設事業前田建設工業・計画・環境建築・類設計室・関野建設設計・建設工事共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社横浜営業所 営業所長 山本貴與徳。

令和2年10月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和43年松田町条例第31号）第2条の規定により提案するものでございます。よろしくをお願いします。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、説明させていただきます。1枚おめくりいただき、参考資料1を御覧ください。工事請負契約書でございます。

1、工事名、令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設工事。

2、工事場所、松田町立松田小学校（神奈川県足柄上郡松田町松田庶子204）。

工期でございますが、始まりは空欄となっています。これは松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和43年松田町条例第31号）に基づく議会の議決をした日から5日以内となります。終期につきましては、令和4年1月31日まででございます。

4、請負代金。22億9,086万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が2億826万円です。

前金払いはする。

部分払いをする。1回以内。

契約保証金につきましては、請負代金の10分の1以上でございますので、22億9,008万6,000円でございます。

契約金の支払場所、松田町指定金融機関松田町役場派出所でございます。

上記の工事について、発注者と請負者は各々対等な立場における合意に基づいて、別添の状況によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決得るまで仮契約とする。

令和2年10月1日。発注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地。氏名、松田町長 本山博幸。

裏面を御覧ください。受注者でございます。住所、神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番15号、横浜S Tビル7階、氏名が松田町立松田小学校校舎建設事業、前田建設工業・計画・環境建築・類設計室・関野建設設計・建設工事共同企業体。代表者としまして、住所が神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番15号、横浜S Tビル7階、氏名が前田建設工業株式会社横浜営業所 営業所長 山本貴與徳。それと、構成員といたしまして、住所、東京都千代田区三番町24-28、千代田ハヤシビル4階、氏名、株式会社計画・環境建築代表取締役 吉田眞。次に、住所、東京都大田区蒲田5-38-3、蒲田朝日ビル、氏名が株式会社類設計室 副社長 阿部紘。次に、住所、神奈川県秦野市松原町2番5号、氏名が株式会社関野建設 代表取締役 関野義一でございます。

次のページを御覧ください。参考資料の2でございます。見積経過調書でございます。1、件名が令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設工事。場所、松田町役場3階応接室。見積日時が令和2年9月30日（水曜日）午前9時でございます。予定価格が22億9,086万円、見積書比較価格が20億8,260万円。4、契約価格でございます。22億9,086万円。見積参加者ですが、松田町立松田小学校校舎建設事業前田建設工業・計画・環境建築・類設計室・関野建設設計・建設工事共同企業体でございます。見積額は20億8,260万円でございます。

次の1枚おめくりください。参考資料3でございます。令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設工事の位置図でございます。

1枚おめくりください。参考資料4、A3の用紙でございますが、左上が計画概要、左下に案内図、それと右側につきましては配置図を記載しております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 齋 藤 松田町のこの松田小学校校舎建設工事ということで、22億9,000万ですか、その辺が計上されて、これから決めて契約書を取り交わしたということでありますけれども、その前に、先ほどから申されたとおり、議会の議決を得ないと、この契約ができないというお言葉を頂いております。その中で、ここで出された「広報まつだ」、ここにもう、一面にどかんと建設しますということで出ているんですけれども、まだ議会の議決は今これからやるところなんですけれども、この辺が先にまず出てしまっていることが、どうなのかなという問題ですね。さきに、新松田駅のイメージ図を出したときに、住民の方々から、松田こうなるのかとか、他町の方からも松田お金があるねとか、そんな話もされて図面がひとり歩きするんですよ。行政の出すこういう情報というのは、ある程度、固まった状況じゃないと、なかなか出すと誤解を招くという状況がありますので、その辺のことを、取りあえずちょっとお聞きしたいと思います。

教 育 課 長 議員の質問のとおり、10月のまつだ広報に掲載したところでございます。その中でも触れておりますが、工期等については変更となる場合があるということで、あくまでも予定ということで、住民に早く周知したいということで書かせていただいたところでございます。あくまでも予定ということで、こういうふうになりますということで、あらかじめ周知をしたところでございます。

10番 齋 藤 確かにそうなんですけど、一面に出ると、先ほど言ったように、新松田駅と同じように、もう、こうなるんだということが頭にインプットされてくるんですよ。ですので、この辺はもうちょっと決まった後に普通は出すべきかなと。それで議会軽視かなと思われても仕方ないような状況なんですけども。その辺、駅前の開発の問題があったときに、そういう状況はお聞きしているのかなとは思いますが、その辺を、もう少し、シビアな問題なんでね、松田町

始まって以来のこの莫大な金額を使って造ることですので、ちょっともう少し神経質になっていただきたいなと思ったところなんですけど、その辺は。

議 長 教育長、声は大きくはっきりと発言してください。

教 育 課 長 御指摘のこともございましたが、実施設計がここで出来上がって、こういうふうにしていきたいんだ、あくまでも町民に早く詳しいことをお知らせしたいという意味で書かせていただきましたが、今後はですね、そういったことも、御指摘の意見も配慮しながら進めてまいりたいと思います。

10番 齋 藤 分かりました。それと、もう1点だけお聞きしたいことがあるんですけど。48号の中で、この動きですけど、見積りが9月30日9時に行われていると思うんですけど、工事請負契約書が翌日の10月1日なんですよ。見積徴収の翌日に各会社の代表者印または所長印ですか、副社長とか、その辺の印鑑をもらっていますけど、私もちょっと商売を多少やりながら、いろんな社長さんとのお話の中で、22億という莫大な金額を使うときに、大概、社内決裁だとか、弁護士とか計理士に一旦持ち帰ってこうやるんですけど、この辺、東京とか横浜の会社ですので、この辺の押印をされたこと、見積りの日の翌日にここまでされていることが、ちょっと早いなと。これをやるのは、すごいすばらしいなと思うんですけど、この辺の経過状況の話をしていただけますか。

参事兼総務課長 見積徴収に当たりましては、松田町建設工事入札等指名選考委員会を開催しています。その開催日がですね、令和2年の9月19日でございます。これの中、その日に業者を決定した上、その後、発注をかけてございます。10日を間を空けて見積りの日時が9月30日と決定させていただきまして、その日のうちに決定しておりますので、あとは、その業者のほうに、そこにいらっしゃいましたので、そこで契約をすると、仮契約、そういう話の中でこういった契約書を翌日届けていただいたということでございます。

10番 齋 藤 じゃあ、そこで仮契約を、現場で見積りの後に、すぐに印鑑を頂いたということ、全社来られてたんですか。全社来て、契約書に印鑑をついていただいたんですか。

参事兼総務課長 当日はですね、見積りには前田建設工業さん、代表者が来られまして、それを持ち帰り、翌日の日に共同企業体の中で押印していただき、こちらのほうに

届けていただいてという経過です。

10番 齋 藤 分かりました。じゃあ、30日に決定されて、翌日に前田建設さんが、どうやって持って来たのか、各社回っていただいたのか、その辺でこれが出来上がったという流れで理解してよろしいということですね。

参事兼総務課長 はい、そのとおりでございます。

10番 齋 藤 分かりました。とてもスピーディーにやられていることなので、その辺はすごく感心するところであります。以上で私の質問を終わります。

議 長 ほかにございますか。

6番 井 上 1点ですね、お聞かせ願いたいと思います。参考資料の2の中で、予定価格22億9,086万円ということで、契約価格が見積額と予定価格とが同額というふうな形になっています。これでお伺いをしたいんですけれども、詳細設計のほうはですね、9月で完了しているということなんですけれども、詳細設計のですね、設計金額を教えてくださいませんか。

教 育 課 長 3,400万円でございます。（私語あり）設計…あ、ごめんなさい。この工事の設計金額は22億9,086万円でございます。

6番 井 上 予定価格と同額と、が設計金額というふうに理解をいたしました。それではですね、平成30年にですね、補正予算で債務負担行為を議決をしていると思います。その中でですね、平成30年12月からですね、私が委員長でありましたので、そのときの議事録が手元にありますけれども、町長の発言では、プロポーザルの方式を取ることによって、諸経費が下がるというふうな発言をされています。その中で、諸経費はですね、公共事業では10%はまずないですと、うちの積算でいったときに15、18から20ぐらいだと。だけど、プロポーザルにするということで10%にしたというふうな発言がございました。それを受けてですね、プロポーザル方式にすることによって、より、そういった諸経費を節減できるんだということの中でですね、そういった町長の発言を受けてですね、このときに、審査特別委員会また本会議の中でですね、その補正予算が可決をされたというふうに理解をしておりますが、先ほどの教育課長の発言ですと、設計金額はそのまま予定価格、イコールだよということであれば、また、それに対する見積額もですね、イコールであるということは、じゃあ何のためにプ

ロポーザル方式を採用したのか。設計上とか施工上の部分のメリットというのが多少あるかもしれませんが、やはり、松田町のような財政状況の中では、より低廉な、同じ質のものであればですね、より低廉な価格の契約をするということが、やはり町民の理解を得られることだと思います。その部分のですね、プロポーザル方式を取ることで、諸経費が下がるというふうに発言をされたことと、今回、設計金額がイコール予定価格であればですね、そういった諸経費を10%に落としてやるということであればですね、当然、この予定価格というのは、その諸経費を何%で見たか分からないんですけども、少なくとも5%とか8%の分のですね、差が出て、当然よいのではないかというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

町 長 御質問については、私の発言ということなので、私のほうからお話をさせていただきます。当時ですね、お話をしたとおり、民間の会社さんをお願いするに当たって、予算を組むに当たって我々のほうで予算組んだわけなんですけども、大体ですね、一般的な、皆さんいらっしゃるんで分かりやすく言うと、直工事といわれる、直接土工事であったり基礎工事やったり型枠工事だとか、もう直接かかるお金があって、そこに対して共通仮設費だとかというのがあり、そこからまたさらに一般経費があって、現場管理費というのが、幾つか分かれていくわけなんですけども、その管理費の中の、まず一般管理費については約10%ぐらい、予算を組むときに見ていました。ただ、現場管理費というのは、現場がどういった形でやられるかによっては、現場管理費というのはいろいろと変わってきますので、そこは企業の努力次第で上げてきてもらおうということで、大した予算を、正直な話、組んでなかったところがあります。ですから、一般の通常の発注方式でいった場合には、先ほど言ったようなカテゴリーでずっといくとですね、恐らく、今の金額よりも10%から15%ぐらい乗った設計金額の中での入札というふうなことになろうかというふうに考えておったので、プロポーザル方式によって、要は、単価的な金額も下がることも予測し、要は、何ですかね、設計単価というよりも市場単価ということで落札を…落札というか提案してくれるということを期待をして予定を組みました。

今回、プロポーザルの方式を何で選んだかというのは、そういった金額の面

もありますけども、木造校舎を建てるということでいくと、普通のＲＣ、コンクリートの建物造るよりも、木をまず確保しなきゃいけないということもあったので、設計と施工と両方とも頼むことによって、設計の段階から約１年前から木をある程度目星をつけられるような、押さえられることができるということで、施工者を決めてから木を、材料を確保するということに対して、そこからまた１年先、２年先になっちゃうのはいけないものですから、そういった工期的なものも含めて設計施工でのプロポーザルということでお願いをし、議員の皆さん方にも御承知いただいて、今の現状に至っているというふうに認識しております。以上です。

6 番 井 上 施工上の部分ですね、それでＲＣと木造というですね、複合の施設だということの部分では理解できますが、詳細設計の中で、設計で組まれた金額というのは、それはですね、その諸経費等は、例えば通常の競争入札とかですね、一般…指名競争入札とか一般競争入札にけることもですね、当然想定をされるわけですので、その部分の設計金額ではないかなというふうに理解できます。町のほうが、例えば、その部分は今、町長が説明をされたような直工に対しての諸経費とか現場の経費等を低く抑えることができるのであれば、当然この設計金額よりもですね、下がった金額をですね、予定価格とするか、または契約価格、見積額がそれより低くならないと、そのときの町長の説明とはですね、ちょっと金額的には異なってくるのではないかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

町 長 このくらいの規模になるとですね、入札をすると最低価格制限というのが出てきて、最低価格制限に引っかかってくると、もっと下げたいのに、なかなかできないという、私の感覚ですけどもね、もうちょっと安くできるのにな、いい質のものがということがあります。プロポーザルにおいては、その辺が最低価格というのが、なかなかなくて、本当に企業努力で金額的に下げられる。当然、看板を背負っている会社が来るわけですから、条件付けの中ですね。だから、そういった適当なものは造らない業者さんがまず出てくるということで、参加のオーケーを出すところから、このプロポーザルはスタートすることになります。

それを第一前提で話をしますと、設計金額よりも、要は…のその今回の見積りの金額がもっと安くならなきゃいけないとか、今お話がありました。設計の金額、詳細設計についてはですね、図面、設計書、くまなく見させていただきました。設計事務所が気づかないこと、施工業者が今度逆に気づかないこと、それを全てチェックをさせていただいて、金額的にはですね、当初の設計が1億2,000万ほどオーバーをしておりました。そこからさらに仕様を若干変更したりだとか、質を落とさない程度の中で同等品に代えたりだとか、いろんな工夫、当然、役場側からも知恵を出しまして、そういうふうな格好で約1億ぐらい落とすことができました。それでも、予算が我々としても追いつかない分があったので、あとは約1%ぐらいの2,000万ぐらいは企業努力をしてくださいということで、最終的に企業側のほうから御提案をいただいたというふうな流れでありますので、この金額については、当然、手続上、同等の金額にプロポーザルの場合はなり得るというふうな認識をしていますので、金額はどうしてもこういうふうなやり方になっていきますけども、全体的なプールをしたときにおいてはですね、廉価であって質のいい建物が建つということを町民の方々に胸張って言えるような建物を今回提案させていただいているというふうに、私は考えております。以上です。

6 番 井 上 ちょっと私のほうもですね、説明不足というか、設計金額というのは、この予定価格を立てる際の積み上げですね。それはですね、詳細設計を受託した会社からの中ですね、出てくると思うんですよ。そうすると、そこはですね、先ほどの諸経費というのは、基本的にはですね、プロポーザルであるかなしかはかわらずですね、基本的な諸経費を上げてきて、それが積み上げがですね、この予定価格の22億9,000万円、9,086万円ですか、ということだと思うんですね。ですので、それとですね、見積額の間に差異が何もないということは、そもそものその設計予定価格への設計金額の積み上げが適当ではないのか、そのプロポーザルというのを全然今回は影響がなかったと、そのプロポーザル方式を採用することによる契約金額の町にとってのメリットはなかったというふうに理解するのか、そういったことをですね、お聞きしたかったんですけども。

町 長 まずもって言えるのは、今回プロポーザルにすることによって、金額的なメリットは私はあったというふうに理解をしています。積み上げ方式の中で諸経費も、当初のですね、提案があったときの諸経費も約10%ほど会社として見られていました。そこから最終的に調整するに当たって、直工事の分はやはり質も落とせないで、金額はなかなか下がらないですけども、そういった諸経費の分で頑張られて、あとは頑張られた分は、さらに会社のほうで努力されるのだと思いますけども、松田町としては、必要な事業をぎりぎり払える額だというふうに思っており、最終的にこの金額で契約をしたということに、私はそういうふうに思っていますので、積み上げていった直工事の中はそんなに必要以上に変えずに、諸経費のほうで調整をしていただいたというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 その設計等はですね、まちづくり担当の課長さんが詳しいと思うので、ちょっとお伺いをしたいと思うんですが。それとですね、詳細設計を全部ですね、設計を委託した場合のですね、そういった諸経費の積み上げというのを、今、町長が言われたように、プロポーザルだから詳細設計の報告書の中で積算金額をもう10%に抑えているよということではなく、私はですね、本来の諸経費というのがですね、様々な建設単価とか、そういったものの中で決まっていると思うんですよ、その辺の取り扱いというのはどういうふうになっているのか。そうでないとですね、例えば、この22億9,000万円で設計会社が設計をした額、設計の積立てをした額がですね、このままだと一般競争入札も指名競争入札もかけられないというふうな金額になってしまうと思うんですね。もう、その時点で、その分、諸経費だけがある程度10%に抑えられていると、そういうことでよろしいのか。本来その設計会社の出している、その積立金、積み立てた設計額というものはどういうものなのか、そこについての御教示があればお伺いをしたいと思います。

参事兼まちづくり課長 それでは御質問にお答えします。一般的な入札であれば当然、その役所間で定められている経費を設計書の中に反映して設計額が出来上がってくるというふうに認識しています。しかしながら、今事業においては、当初、設計施工というものが、プロポーザルの段階で確定しております。他の事業体がこの事業

を行うということは、想定できません。一般論としてです。プロポーザル方式ですので、設計と施工を行うという形でプロポーザルをしております。そういった中での提案で業者の設計者のほうが、それを加味して金額を抑えた経費で積算してあれば、そのもの自体が予定価格となるというふうに考えます。以上です。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 議案第48号で令和2年度～3年度の松田小学校校舎建設工事、22億9,086万円の契約を前田建設と締結することについて、本日上程されました。この契約の提案の前提として、9月定例会で補正予算（第10号）で提案のあった松田小学校校舎建設工事に伴う継続予算、このこと、これについて特別委員会を設置して、慎重に審査した経緯がございます。そこで、9月18日付の特別委員会報告書、この附帯事項3についてお伺いします。

3番、読み上げさせていただきます。工事管理業務委託については、共同企業体以外の透明性のある業者と契約すること。ここの後半の部分ですね、共同企業体以外の透明性のある業者と契約すること。この3の表現については、オブラートに包んだ含みのある意味と、我々議員は解釈しています。透明性のある業者とは、管理業務について契約をすることの真意といたしまして、電子競争入札または一般競争入札等で管理業者を選考していただきたいという意味を含んでおります。この考えについては、先ほど議運の委員長からも報告されましたとおり、9月7日に報道された石川県の日本航空学園の学生寮から発生した産業廃棄物問題、この工事を担当した業者が残念ながら前田建設でした。このような状況から我々議員としては、よいものをつくっていただくために、管理は別にしたらよろしいのかなということで、9月18日付の特別委員会附帯項目、共同企業体以外の透明性のある業者と契約をすることというふうに記載しております。

こういったことから、町長または副町長にお尋ねします。この特別委員会の附帯項目3、この内容について、競争入札によって業務を執行するということではよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

副 町 長 これにつきましてはですね、私どもも今、慎重に検討はしております。ただ

やはり、この件につきましてもですね、以前にも御説明させていただいております、入札の公平性も考慮し、また施工、実際の実務ですね、実務のことも、よく検討を重ねていかなければならないというところも含めまして、今、調査を…調査というか、検討、調整をしているところでございます。以上です。

5 番 田 代 ただいまの私の疑問点は、やはりかなり大きな問題です。これについて、本日は、提案ということで大きい質問と、これから特別委員会の設置ということなので、これについて副町長にも参加していただいて、もう少し詳細にお伺いするということで、ここで私の質問は終わりにします。終わります。

議 長 ほかにございますか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

お諮りします。ただいま議題となっています本案につきましては、特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって本案は委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に付託をする委員会など、必要な事項を決定するようお願いします。決定しましたら議長まで報告願います。

暫時休憩します。 (10時44分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時56分)

休憩中に松田小学校建設工事審査特別委員会を設置することに決定しました。そのように取り扱って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって議案第48号工事請負契約の締結について（令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設工事）は、松田小学校校舎建設工事審査特別委員会を設置し付託することとなりました。

次に、委員が決定しました。委員は議長を除く議員11名です。委員長には平野君、副委員長には井上君が決定しました。なお、議長もオブザーバーとして

参加させていただきますので、よろしくお願いします。

暫時休憩とします。休憩中に委員会を開催し、審議してください。

(10時57分)

議

長 休憩を解いて再開します。

(16時30分)

お諮りします。休憩中に、松田小学校校舎建設工事審査特別委員会委員長より、松田小学校校舎建設工事審査特別委員会報告書の提出がありましたので、この議案を追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第48号工事請負契約の締結について(令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設工事)松田小学校校舎建設工事審査特別委員会報告を追加日程第1として追加してください。

事務局は議案を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議

長 追加日程第1「議案第48号工事請負契約の締結について(令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設工事)(松田小学校校舎建設工事審査特別委員会報告)」を議題といたします。

本案については、松田小学校校舎建設工事審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長 平野由里子君。

松田小学校校舎建設工事
審査特別委員長

令和2年10月5日、松田町議会議長 飯田一殿。松田小学校校舎建設工事審査特別委員会委員長 平野由里子。松田小学校校舎建設工事審査特別委員会報告書。

本委員会は、10月5日に役場4階大会議室において委員11名全員出席のもとに特別委員会を開催し、令和2年第5回議会臨時会において付託された議案第48号工事請負契約の締結について(令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設工事)について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。副町長、教育長、参事兼総務課長、参事兼まちづくり課長、政策推進課長、教育委員会教育課長ほか関係職員出席のもと、各委員から必要な資料提出を求め、慎重に質疑を行い審査しました。

この結果、次の事項について申し入れます。1、工事施工監理業務は競争入札で行うこと。2、厳格な管理のため、1級建築士を町のアドバイザーとして雇用すること。以上です。

議 長 松田小学校校舎建設工事審査特別委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第48号工事請負契約の締結について（令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設工事）に対する委員長報告は可決です。議案第48号工事請負契約の締結について（令和2年度～令和3年度松田小学校校舎建設工事）は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議ありがとうございました。(16時36分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するた

めに署名いたします。

令和 3 年 1 月 2 7 日

松 田 町 議 会 議 長 飯 田 一

署名議員 1 1 番 寺 嶋 正

署名議員 1 2 番 大 舘 秀 孝